

# 労働争議のあっせん制度のご案内

～労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する争議の解決支援～

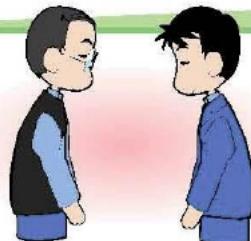
労働争議のあっせんは、労働組合と会社との間で、賃金や勤務時間等の労働条件に関する問題について団体交渉等を行ったものの自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、争議を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

## ■ 労働委員会のあっせんの方法

あっせんは、労働組合と使用者のいずれか一方又は双方の申請により開始されます。

あっせんの開始とともに、争議の仲介・援助を行うあっせん員が指名されます。あっせん員には、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名の経験豊富な委員が任命されます。あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図り、その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。

あっせんは、原則として労使紛争を当事者が自主的に解決するために助言をするものです。自ら解決するという心構えを忘れず、従来の経緯にこだわることなく、譲り合いの気持ちを持つことが大切です。



## ■ あっせん事例

X社の従業員により新たに結成されたY労働組合から、X社と団体交渉を開催したものの、交渉の進展が見込めないことを理由に団体交渉が打ち切られたとして、あっせん申請がありました。

公労使3名のあっせん員が双方の意見をよく聞いたところ、Y労働組合が結成されて間もなかったことから、労使間の信頼関係を徐々に構築していくことが必要と考え、定期的労使協議会を設置することなどを、助言を交えながら説得しました。

数回のあっせんを経て、双方が歩み寄り、定期的労使協議会を設置することに合意し、解決しました。

## 三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

TEL 059-224-3033 FAX 059-224-3053

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/ROUI/HP/>

労働委員会のご利用は無料です！